

令和8年度高圧ガス製造者指導方針

本県では、令和7年中、高圧ガス設備交換作業中に作業員が凍傷を負う事故をはじめとする、4件の高圧ガス事故が発生した。また、許可を受けた工事の内容を変更して実施した事例や、高圧ガス販売事業者が、事業所移転に当たっての販売事業届を失念する事例等、法令遵守の意識が不足していると思慮される事例も発生した。

令和7年度の立入検査結果及び事故の発生状況等を踏まえ、令和8年度は下記の内容を重点項目として、高圧ガス製造者の保安に対する意識の向上と自主保安体制の確立に向けた指導を行う。

記

- 1 保安統括者及び保安係員等により、関係法令及び危害予防規程に定められた職務が確実に履行され、事業所の保安管理体制が十分に機能していることを確認する。確認の結果、不十分と認められる場合には、必要な指導・助言を行う。
- 2 従業員等が関係法令及び危害予防規程に定められた内容を理解・習得できるよう、保安教育を定期的実施するよう指導する。特に、設備の変更工事には法的手続きが伴うことを理解させ、法令を遵守することにより保安を確保する意識の醸成を促す。また、販売先において、販売の届出がなされていることを確認するよう協力を依頼する。
- 3 作業従事者に対する正確な設備の操作に係る教育・訓練が徹底され、正しい手順により確実に操作されていることを確認する。また、緊急遮断弁及び散水装置等は、緊急時において誰でも確実に操作できるよう、作業従事者はもちろん従業員等にも手順の周知が徹底されていることを確認する。
- 4 点検及び定期自主検査等が、事業所の実態に即した合理的な方法で実施され、異常が認められた場合に必要な改善措置及び連絡体制の構築がなされていることを確認する。併せて、施設の老朽化に対する計画的な更新を促す。
- 5 保安係員等、有資格者の計画的な育成について指導する。併せて、保安係員の再講習受講等に係る管理状況を確認の上、確実な受講について指導する。